

「家庭のゼロエミッション行動推進事業」運営事務局公募要領

1 事業の概要

(1) 事業名

家庭のゼロエミッション行動推進事業

(2) 事業の目的

東京都内（以下「都内」という。）の家庭のエネルギー消費のうち、特に消費量が大
きい家電等について、省エネ性能の高い機器の選択を促すことにより、家庭部門のCO2
削減に資することを目的とする。

(3) 事業内容・事業期間

本業務の内容及び実施期間は別紙①「「家庭のゼロエミッション行動推進事業」運営
事務局の業務について」を参照すること。

(4) 予算規模（概算）

ポイント及び調査費用原資

令和6年（2024年）度 8,985,000千円

（想定台数 エアコン202千台 冷蔵庫145千台 給湯器14千台 LED照明器具
32千台）

事務費

令和6年（2024年）度 1,730,000千円

2 選定スケジュール

時期	実施項目
令和6年4月16日（火曜日） ～4月22日（月曜日）12時	申込受付期間 ※ 電子メールにて応募届を送付すること。
令和6年4月23日（火曜日）	公募説明会
令和6年4月23日（火曜日） ～4月25日（木曜日）16時	質問受付期間 ※ 電子メールにて質問を受け付ける。
令和6年4月26日（金曜日）	質問の回答（電子メールにて一斉回答する。）
令和6年4月23日（火曜日） ～5月13日（月曜日）16時	提案書等の受付期間 ※ 郵送又は持参すること。
令和6年5月17日（金曜日）	企画審査会
令和6年5月22日（水曜日） までの間	審査結果通知

3 応募資格

応募する事業者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する技術者を配置することができる者

であること。

(2) 東京都における競争入札参加者資格名簿において、営業種目「情報処理業務」、「企画立案支援」若しくは「その他の業務委託等」における等級が「A」若しくは「B」に格付けされていること、又はこれらに相当すること。

(3) 次に掲げる個人又は団体でないこと。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

4 応募方法

応募者は、応募届（様式1）を令和6年4月22日（月曜日）12時までに公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）担当者宛に電子メールで送付するとともに電話連絡すること。

(1) 担当者 (公財) 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
温暖化対策推進課 都市エネ促進チーム 松岡・大川・三浦・細野

(2) メールアドレス toshiene2@tokyokankyo.jp

(3) 電話番号 03-5990-5159

5 公募説明会

企画審査会への応募をした者は次のとおりオンラインで実施する公募説明会に必ず出席すること。

なお、公募説明会に参加しなかった者は審査対象としないものとする。

(1) 日程 令和6年4月23日（火曜日）
※時間については、応募届（様式1）を受理後別途案内する。

(2) 実施方法 オンライン（Zoom）
※参加URLについては応募者に別途通知を行う。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

説明会終了後から令和6年4月25日（木曜日）16時まで

(2) 質問方法

質問事項を簡潔に整理し、様式2「質問書」に記入の上、件名を「「家庭のゼロエミッション行動推進事業」の提案に関する質問事項」として、4のあて先に電子メールで送付すること。質問メール送信後に電話にて受信を確認すること。口頭での質問には対応しない。

なお、質問者は応募届（様式1）を提出した者に限る。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月26日（金曜日）に、全ての応募者にメールで送付する。

7 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届 1部（様式3）

イ 企画提案書 12部

別紙①「「家庭のゼロエミッション行動推進事業」運営事務局の業務について」に記載された内容に十分留意の上、別紙②「提案書作成事項」に従って作成すること。

ウ 作成した企画提案書をPDFデータに変換し保存したCD-R又はDVD-R 1枚

エ 過去10年間に於ける業務実績を証明する書類（契約書、注文書、請書等）の写し

(2) 提出期限

令和6年（2024年）5月13日（月曜日）16時まで〈必着〉

(3) 提出先

本要領12に指定するあて先に郵送又は持参すること。

8 企画審査会

提案書の審査は、公社が設置する企画審査会において行う。

(1) 開催日時

令和6年（2024年）5月17日（金曜日）（予定）

※時間は別途通知する。

(2) 開催場所、説明時間及び出席者数

別途通知する。

(3) 説明方法

ア 上記に関して連絡を受けたものは、指定された場所及び時間において提出した提案書の説明をおこなうものとする。説明は、原則として事前に提出した企画提案書を用いた口頭発表とし、プロジェクト及び追加資料（ボード・模型等を含む。）の使用は認めない。

イ 説明者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

(4) 審査方法

別紙③「提案書等審査方法」のとおり

(5) 審査基準

別紙④「「家庭のゼロエミッション行動推進事業」提案審査基準及び採点表」のとおり

9 審査結果

- (1) 審査の結果、最優秀となった企画案を採用し、運営事務局に選定する。ただし、採用された企画案について必要と認める場合には、提案した事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。
- (2) 審査結果は、令和6年5月22日（水曜日）までに全ての参加業者にメールで通知する。なお、通知した審査結果以外の審査に関する情報については、回答しない。

10 経費の支払い

公社から運営事務局へ支払う経費のうち、ポイント原資及び調査費用原資については四半期ごとの概算で支払うものとし、事務費については年度末までの実績に基づき支払うものとする。

なお、事務費については、交付決定日より前に発生した経費（発注含む。）は助成対象とはならないことに留意すること。

また、ポイント原資及び調査費用原資は年度ごとに精算を行い、翌年度の原資として繰り越さないものとする。

11 その他

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 採用された企画提案の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号））は公社に帰属するものとする。なお、企画提案の実施にあたり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合には、当該著作物に係る一切の権利処理は、採用された応募者の費用及び責任において行うものとする。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) 辞退届

審査会への参加を辞退する場合は、令和6年5月13日（月曜日）16時までに、持参又は郵送により、様式4「辞退届」を提出すること。

12 提出先及び問い合わせ先

(公財) 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
温暖化対策推進課 都市エネ促進チーム 松岡・大川・三浦・細野
〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 17階
電 話：03-5990-5159
E-mail：toshiene2@tokyokankyo.jp